

# 愛媛県立医療技術大学学則

平成22年規程第2号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条—第6条）
- 第3章 職員組織（第7条・第8条）
- 第4章 教授会及び委員会（第9条—第11条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第12条—第14条）
- 第6章 修業年限及び在学期間（第15条・第16条）
- 第7章 入学（第17条—第23条）
- 第8章 教育課程及び履修方法等（第24条—第30条）
- 第9章 休学、転学、留学及び退学（第31条—第36条）
- 第10章 卒業及び学位（第37条・第38条）
- 第11章 賞罰（第39条・第40条）
- 第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第41条—第45条）
- 第13章 入学選考料、入学料及び授業料（第46条・第47条）
- 第14章 助産学専攻科（第48条—第55条）
- 第15章 福利厚生施設（第56条）
- 第16章 公開講座及び施設の開放（第57条・第58条）
- 第17章 雑則（第59条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）は、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、学外者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、第三者評価等の結果について、刊行物、広報物等において、積極的に情報を提供するものとする。

4 自己点検・評価等に関し必要な事項は、学長が定める。

## 第2章 組織

(学部、学科及び収容定員等)

第3条 本学に保健科学部を置く。

2 保健科学部に看護学科及び臨床検査学科を置き、各学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
保健科学部	看護学科	75人	300人
	臨床検査学科	25人	100人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(地域交流センター)

第6条 本学に県民の保健及び医療の向上並びに福祉の増進に寄与するため、地域交流センターを置く。

2 地域交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教授
- (4) 准教授
- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手
- (8) 事務職員
- (9) その他必要な職員

(各組織の長)

第8条 本学に学長及び学部長のほか、学科長、地域交流センター長、図書館長及び学生部長を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

## 第4章 教授会及び委員会

(教授会)

第9条 本学に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）及び助教をもって組織する。ただし、学部長は、必要があると認める場合は、その他の職員を加えることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第10条 学長は、特定の分野に関する重要事項を調査し、又は審議するため、委員会を設置する。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（運営調整会議）

第11条 本学に、本学の管理運営に関する事項等の企画、審議及び調整を行うため、運営調整会議を置く。

- 2 運営調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第13条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 6月20日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

- 2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、1年を通じて17週以内で学長が定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第6章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第16条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、転入学及び再入学をした学生は、その者の修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 本学への入学を志願する者は、指定の期日までに、学長が定める書類に入学選考料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第22条 削除

(再入学及び転入学)

第23条 学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者がある場合は、希望する学科の収容定員に欠員があるときに限り、再入学又は転入学を許可することができる。

2 第19条から第21条までの規定は、再入学又は転入学について準用する。

3 前項において準用する第21条第2項の規定により再入学又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等  
(授業科目及び単位数)

第24条 各学科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修の制限)

第25条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の方法による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、学習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修した者には、試験その他の学修の評価により、所定の単位を与えるものとする。

2 学修の評価の方法及び基準は、教授会の議を経て学長が定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条(第34条第3項において準用する場合を含む。)及び前条の規定により本学において修得

したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第9章 休学、転学、留学及び退学

### (休学)

第31条 学生は、疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない場合は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

4 学生は、休学期間中に休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

### (転学)

第33条 学生は、他の大学等に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

### (留学)

第34条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条の規定による修業すべき年数（第23条第2項において準用する第21条第2項の規定により再入学又は転入学を許可された者にあつては、第23条第3項の規定により定められた修業すべき年数。第37条第1項において同じ。）に含めることができる。

3 第28条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

### (退学)

第35条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

### (除籍)

第36条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(2) 第16条の在学期間を超えたとき。

(3) 第32条の休学期間を超えて復学することができないとき。

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明のとき。

## 第10章 卒業及び学位

### (卒業)

第37条 学長は、第15条の規定による修業すべき年数以上在学し、別表に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

### (学位)

第38条 学長は、卒業した者に対し、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める学士の学位を授与する。

- (1) 看護学科 学士（看護学）
- (2) 臨床検査学科 学士（保健衛生学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

### （表彰）

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

### （懲戒）

第40条 学長は、この規則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教授会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

- 2 懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告の処分とする。
- 3 退学処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由がなく、出席状況が悪いとき。
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したとき。

## 第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

### （科目等履修生）

第41条 学長は、本学の学生以外の者で特定の授業科目の履修を志願するものがある場合は、本学の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

### （特別聴講学生）

第42条 学長は、他の大学の学生で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがある場合は、当該他の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

### （研究生）

第43条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障のないときに限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 本学に研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

### （外国人留学生）

第44条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

### （委任）

第45条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項

は、別に定める。

### 第13章 入学選考料、入学料及び授業料

(入学選考料等の額)

第46条 入学選考料、入学料、授業料及び証明書交付手数料その他の費用の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

(入学選考料等の減免)

第47条 特別の事情により必要があると認める者については、別に定めるところにより、入学選考料、入学料及び授業料を減額し、又は免除することがある。

### 第14章 助産学専攻科

(目的及び構成)

第48条 本学に助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。

- 2 専攻科は、女性のライフステージにおける助産に必要な高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる豊かな人間性を有する助産師の育成を目的とする。
- 3 専攻科に専攻科長を置き、学部長をもって充てる。
- 4 専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員
助産学専攻科	15人

(修業年限及び在学年限)

第49条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第50条 専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する者又は看護師国家試験受験資格のある者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の学校の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

（転入学及び再入学）

第51条 専攻科への転入学及び再入学は、これを認めない。

（教育課程及び履修方法等）

第52条 専攻科の授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、単位の計算方法及び単位の授与については、第26条第1項及び第27条を準用する。

（修了）

第53条 本学の専攻科に1年以上在学し、別に定めるところにより33単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

（修了の認定等）

第54条 学長は、前条の規定により、修了を認定された者に、修了証書を授与する。

（規定の準用）

第55条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第12条から第14条、第17条、第19条から第21条、第31条から第33条、第35条、第36条、第39条から第41条、第45条から第47条の規定を準用する。ただし、第32条第1項ただし書き及び同条第2項並びに第36条第3号の規定は、準用しない。この場合において、第32条第3項及び第36条第2号中「第16条」とあるのは「第49条第2項」と、第45条中「科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

## 第15章 福利厚生施設

第56条 本学に学生及び教職員の福利厚生を図るために必要な施設を置く。

- 2 前項の施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 公開講座及び施設の開放

（公開講座）

第57条 学長は、必要があると認めるときは、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

（施設の開放）

第58条 本学の図書館、体育館その他の施設は、一般に開放することができる。

- 2 施設の開放に関し必要な事項は、別に定める。

## 第17章 雑則

第59条 この規程に定めるもののほか、本学の管理及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日前に入学した者又は当該者の属する年次の在学生となる者に係る第24条及び第37条に規定する授業科目及び単位数は、この学則の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日前に入学した者又は当該者の属する年次の在学生となる者に係る第24条及び第37条に規定する授業科目及び単位数は、この学則の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日に編入学した者については、改正後の愛媛県立医療技術大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第24条、第37条関係）

1 看護学科の授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数			卒業に必要な単位数
			必修	選択	自由	
共通教育科目	教養科目	科学論	1			必修科目2単位並びに選択科目国際文化コミュニケーションA、国際文化コミュニケーションB又は現代メディア論の中から1単位以上及び性と健康、社会学、文学、哲学、法学、文化人類学、環境科学又は大学コンソーシアムえひめ「共同授業」の中から5単位以上
		愛媛の文化	1			
		国際文化コミュニケーションA		1		
		国際文化コミュニケーションB		1		
		現代メディア論		1		
		性と健康		1		
		社会学		2		
		文学		2		
		哲学		2		
		法学		2		
		文化人類学		2		
		環境科学		2		
		大学コンソーシアムえひめ「共同授業」		2		
		基礎科目		初学者ゼミ	1	
基礎ゼミ	1					
研究の基礎	1					
日本語表現法	1					
基礎科学A（生物コース）					1	
基礎科学B（化学コース）					1	
基礎科学C（物理コース）					1	
生物学				1		
化学				1		
物理学				1		
情報科学	2					
統計学	1					
生命科学	1					
生命倫理	1					
心理学	2					
コミュニケーション論	1					
英語Ⅰ	1					
英語Ⅱ	1					
英会話Ⅰ	1					
英会話Ⅱ	1					
スポーツA		1				
スポーツB		1				
エクササイズ		1				
専門	医療の基	医療概論	1			必修科目4単位
		医療と法	1			

基礎科目	礎	医療と安全	1					
		チーム医療	1					
	人間の身体と精神	人体の構造・機能Ⅰ	1			必修科目5単位及び選択科目1単位以上		
		人体の構造・機能Ⅱ	1					
		人体の構造・機能Ⅲ	1					
		生命活動と代謝	1					
		生涯発達心理学	1					
		カウンセリング入門		1				
		人間工学			1			
	ヒトの遺伝学			1				
疾病の成り立ちと回復	疾病発生の機序	1			必修科目9単位及び選択科目リハビリテーション医療、放射線医学又は社会のしくみと健康の区分医療と経済の中から1単位以上			
	感染と免疫	1						
	臨床病態学Ⅰ	1						
	臨床病態学Ⅱ	1						
	臨床病態学Ⅲ	1						
	臨床病態学Ⅳ	1						
	薬と健康	2						
	食と栄養	1						
	リハビリテーション医療			1				
	放射線医学			1				
社会のしくみと健康	医療と経済			1	必修科目8単位			
	社会保障制度論	2						
	保健医療福祉行政論	2						
	公衆衛生学	2						
	疫学	2						
	保健統計学	1						
保健統計学演習		1			必修科目2単位 (公衆衛生看護学等の選択者以外は受講できない。)			
		1						
専門科目	専門分野一	基礎看護学	看護学概論	1		必修科目13単位		
		看護倫理	1					
		基礎看護方法論Ⅰ(基礎となる援助技術)	2					
		基礎看護方法論Ⅱ(生活援助技術)	2					
		基礎看護方法論Ⅲ(治療に伴う援助技術)	2					
		フィジカルアセスメント	1					
		看護過程	1					
		基礎看護学実習Ⅰ(生活と治療に伴う援助)	1					
		基礎看護学実習Ⅱ(看護過程)	2					
		成人	成人看護対象論	1				必修科目13単位
			健康教育論	1				

分野二	看護学	急性期看護方法論	2			
		慢性期看護方法論	2			
		終末期・緩和ケア方法論	1			
		急性期看護論実習	3			
		慢性期看護論実習	3			
老年看護学	老年看護対象論	2			必修科目 7 単位	
	老年看護方法論	2				
	老年看護学実習	3				
小児看護学	小児看護対象論	1			必修科目 6 単位	
	小児保健	1				
	小児看護方法論	2				
	小児看護学実習	2				
母性看護学	母性看護対象論	1			必修科目 6 単位	
	ウイメンズヘルスケア	1				
	母性看護方法論	2				
	母性看護学実習	2				
精神看護学	メンタルヘルス論	1			必修科目 6 単位	
	精神看護対象論	1				
	精神看護方法論	2				
	精神看護学実習	2				
統合・発展分野	地域看護学	地域看護学概論	1		必修科目 13 単位	
		家族看護論	1			
		地域診断論	2			
		地域看護方法論	2			
		地域ケアマネジメント論	1			
		在宅看護論	2			
		地域看護学実習	2			
		在宅看護論実習	2			
統合科目	技術特論	1		必修科目 8 単位		
	災害看護	1				
	看護管理	1				
	看護研究	2				
	ふれあい実習	1				
	総合実習	2				
発展科目	成人看護特論		1	選択科目 3 単位以上（公衆衛生看護学等の選択者は受講できない。）		
	老年看護特論		1			
	小児看護特論		1			
	精神看護特論		1			
	在宅看護特論		1			
	看護教育学		1			

	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	1		1	必修科目 8 単位 (公衆衛生看護学等の選択者以外は受講できない。ただし、自由科目としての産業看護活動論は除く。)
		産業看護活動論	1			
		公衆衛生看護方法論	1			
		ヘルスプロモーション展開論	1			
		公衆衛生看護特論	1			
		公衆衛生看護学実習	3			
計			126	36	4	合計129単位以上 (公衆衛生看護学等の選択者にあつては、136単位以上)

2 臨床検査学科の授業科目及び単位数

区分		授業科目	単位数			卒業に必要な単位数
			必修	選択	自由	
共通教育科目	教養科目	科学論	1			必修科目2単位並びに選択科目国際文化コミュニケーションA、国際文化コミュニケーションB又は、現代メディア論の中から1単位以上及び性と健康、社会学、文学、哲学、法学、文化人類学、環境科学又は大学コンソーシアムえひめ「共同授業」の中から5単位以上
		愛媛の文化	1			
		国際文化コミュニケーションA		1		
		国際文化コミュニケーションB		1		
		現代メディア論		1		
		性と健康		1		
		社会学		2		
		文学		2		
		哲学		2		
		法学		2		
		文化人類学		2		
		環境科学		2		
		大学コンソーシアムえひめ「共同授業」		2		
		基礎科目		初学者ゼミ	1	
基礎ゼミ	1					
研究の基礎	1					
日本語表現法	1					
基礎科学A（生物コース）					1	
基礎科学B（化学コース）					1	
基礎科学C（物理コース）					1	
生物学				1		
化学				1		
物理学				1		
情報科学	2					
統計学	1					
生命科学	1					
生命倫理	1					
心理学	2					
コミュニケーション論	1					
英語Ⅰ	1					
英語Ⅱ	1					
英会話Ⅰ	1					
英会話Ⅱ	1					
スポーツA		1				
スポーツB		1				
エクササイズ		1				
専門基礎	医療の基礎	医療概論	1			必修科目4単位
		医療と法	1			
		医療と安全	1			
		チーム医療	1			

科目	人間の身体と精神	人体の構造・機能Ⅰ	1		必修科目7単位及び選択科目生涯発達心理学、カウンセリング入門、人間工学の中から1単位以上
		人体の構造・機能Ⅱ	1		
		人体の構造・機能Ⅲ	1		
		人体の構造・機能実習	2		
		ヒトの遺伝学	1		
		患者家族の心理	1		
		生涯発達心理学		1	
カウンセリング入門		1			
		人間工学		1	
疾病の成り立ちと回復	臨床病態学Ⅰ 臨床病態学Ⅱ 臨床病態学Ⅴ 薬と健康 食と栄養 放射線医学	臨床病態学Ⅰ	1		必修科目6単位及び選択科目放射線医学、社会のしくみと健康の区分医療と経済、社会保障制度論又は保健医療福祉行政論の中から2単位以上
		臨床病態学Ⅱ	1		
		臨床病態学Ⅴ	1		
		薬と健康	2		
		食と栄養	1		
		放射線医学		1	
社会のしくみと健康	医療と経済 社会保障制度論 保健医療福祉行政論 環境衛生学 公衆衛生学 公衆衛生学実習 疫学	医療と経済		1	必修科目6単位
		社会保障制度論		2	
		保健医療福祉行政論		2	
		環境衛生学	1		
		公衆衛生学	2		
		公衆衛生学実習	1		
		疫学	2		
検査の基礎	分析化学 生化学 生化学実習 医用物理学 医用工学 医用工学実習	分析化学	2		必修科目9単位
		生化学	2		
		生化学実習	1		
		医用物理学	2		
		医用工学	1		
		医用工学実習	1		
専門科目	形態検査学	病理学	1		必修科目9単位
		病理学実習	1		
		病理組織細胞学	2		
		病理組織細胞学実習	1		
		血液学	1		
		臨床血液学	2		
		臨床血液学実習	1		
生体試料分析検査学	臨床検査総論 臨床検査総論実習 臨床検査機器総論 臨床化学Ⅰ 臨床化学Ⅱ 臨床化学実習 放射線検査概論 分子生物学 遺伝子検査学	臨床検査総論	2		必修科目14単位
		臨床検査総論実習	1		
		臨床検査機器総論	1		
		臨床化学Ⅰ	2		
		臨床化学Ⅱ	2		
		臨床化学実習	1		
		放射線検査概論	1		
		分子生物学	1		
		遺伝子検査学	2		

	遺伝子検査学実習	1			
感 染・ 生体 防御 検査 学	微生物学	1			必修科目14単位
	臨床微生物学Ⅰ	2			
	臨床微生物学Ⅱ	1			
	微生物学実習	1			
	臨床微生物学実習	1			
	医動物学	2			
	免疫学	1			
	臨床免疫学	2			
	臨床免疫学実習	1			
	輸血移植検査学	1			
輸血移植検査学実習	1				
生理 機能 検査 学	生理機能検査学Ⅰ	2			必修科目7単位
	生理機能検査学Ⅱ	2			
	生理機能検査学実習Ⅰ	1			
	生理機能検査学実習Ⅱ	1			
	画像検査学	1			
検査 総合 管理 学	臨床検査学概論	1			必修科目5単位
	検査管理学	2			
	院内感染管理学	1			
	医療情報学	1			
医学 検査 の 実 践	臨地実習Ⅰ	1			必修科目9単位
	臨地実習Ⅱ	1			
	臨地実習Ⅲ	7			
医学 検査 の 応 用・ 発展	医学検査診断学Ⅰ	3			必修科目10単位
	医学検査診断学Ⅱ	2			
	医学検査研究	5			
	医学検査セミナー			1	
食品 衛生 管理 者・ 食品 衛生 監視 員の 任用 資格 取得 科目	食品関係法規			1	
	食品衛生学			1	
	衛生行政学			1	
	毒性学			2	
計		118	33	9	合計130単位以上 (食品衛生管理 者・食品衛生監視 員の任用資格を取

			得するためには、 135単位以上)
--	--	--	----------------------

3 助産学専攻科の授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数		修了に必要な単位数
		必修	選択	
助産学基礎領域	助産学概論	1		必修科目 6 単位
	性と生殖の形態機能	1		
	周産期医学	2		
	新生児・乳幼児学	1		
	生殖医療と生命倫理	1		
助産学実践領域	助産診断・技術学Ⅰ	1		必修科目 23 単位及び 選択科目 2 単位以上
	助産診断・技術学Ⅱ	2		
	助産診断・技術学Ⅲ	1		
	助産診断・技術学Ⅳ	1		
	周産期ハイリスクケア論	1		
	統合ヘルスケア	1		
	ウィメンズヘルスケア	1		
	思春期ヘルスケア		1	
	親子関係発達論		1	
	国際助産活動論		1	
	助産管理	2		
	助産学実習Ⅰ	3		
	助産学実習Ⅱ	8		
	助産学実習Ⅲ	1		
	助産学実習Ⅳ	1		
助産学探究領域	助産学研究Ⅰ	1		必修科目 2 単位
	助産学研究Ⅱ	1		
計		31	3	合計 33 単位以上